

発行者
田中寿美子
発行所
婦人問題懇話会
東京都北多摩郡保谷町
上保谷1793(菅谷方)
電話(0424)61-7660
頒価 30円

報 会

婦人問題懇話会

初期の社会主義運動と婦人

山 川 菊 栄

明治に入るとまも

なく、一八七一年津田真道は公議所に人為売買禁止の議案を提出し、一八七二年には人為売買禁止令によって芸娼妓は無条件で解放され、七二年には妻からの離婚訴訟が許された。福沢諭吉、森有礼、中村正直らの自由思想家は男女同権、一夫一婦を唱えた。一八八〇年代には岸田俊子、景山英子らが自由民権運動に加わったが、官僚政府の大弾圧によって姿を消し、一八九〇年の

集会及び結社法は婦人の政治活動を全面的に禁止し、一九〇〇年の治安警察法がこれをひきついたので、婦人は全く政治から締めだされてしまった。

一八九四―九五年の日清戦争後、新領土と領金の獲得によって日本の資本主義が急激な発展を示すと共に、貧富の差、労働者階級の搾取が深刻化した。一九〇〇年代に入つて労働組合、社会主義運動がおこるに及び、はじめて婦人問題がとりあげられるようになった。一八九七年アメリカ滞りのクリスチャン高野房太郎、片山潜らによって労働組合期成会が起され、ストライキ援助、工場法制定の運動が組織され、ブルジョア政治運動からはなれた労働者独自の組合運動のめばえとして歴史的な意義をもったが、その中に女子年少者の保護をふくむ工場法制定の要求が織りこまれていたのも日本最初の例であった。がこの一時は組合員五、七〇〇名に達した運動も一九〇〇年

治安警察法の実施によって潰滅してしまつた。一八九八年には安部磯雄、華徳伝次郎、片山潜、村井知至等により社会主義研究会が組織され、一九〇一年四月、末下尚江、西川光次郎等を加えて社会民主党の名のりをあげて貧富の隔絶に反対し、その綱領の中に軍備全廃、土地、私有の公有、高等小

学校を終了までを義務教育とする、平等の教育と教育費の全額国庫負担、階級制度の全廃、学令児童の労働禁止、道徳健康に害ある事業に婦人を使役することを禁ずること、少年及び婦女子の夜業を廃すること、日曜日の労働を廃し、日々の労働時間を八時間とすること、労働組合法を設け、労働者が自由に団結することを公認しかつ適當

も く じ

- 初期の社会主義運動と婦人 山川菊栄 (1)
- 明治保育史の一断面 山崎朋子 (3)
- 家庭に関する制度と懇法調査会の論議 加藤富子 (7)
- 明治後期の教育 内田登喜子 (9)
- 婦人運動とは何か? 菅谷直子 (10)
- 例会・分科会・お知らせ (12)

の保護を与うること、死刑廃止、普通選挙の実施、治癒法の廃止等をかかげた。この党もまた発足直後に時の伊藤博文内閣によって解散させられた。労働組合期成会とい、社会民主党とい、共に婦人労働の問題をとりあげ、その保護と工場法の制定を要求していたのは、女子労働の極度に悲惨な状態がいかに重大な社会問題として一般の注意をひいていたかを思わせるに足る。

ちようどそのころ、一九〇〇年から二年間、農商務省が大都市の女子労働者についておこなった調査は、明治時代最初の正確な労働資料で、一九一六年実施された工場法の基礎となったものであった。

一九〇三年一月日露戦争を前にして、非戦論のために万朝報をやめた堺利彦、幸徳秋水は平民社を設けて同志を集め、同年十一月十五日、週刊平民新聞を発行して一年に及んだが、その間内外の婦人問題とありあげ、啓蒙活動に力をいれた。

当時海外の婦人参政権運動をまじめに報道したのはこの新聞ぐらいのもので、すでに十年前より婦人選挙権を与えたニュージーランドで婦人の投票率は七〇%、「ニュ

ージーランドがここに至りしは強固なる労働組合の成立せると、曾て多くのストライキを経来りたるによることを注意しておく」第六号

「十二月二十一日発のロイテル電報は左の好音をもたらせり。……濠州連邦における選挙の結果は労働者の非常なる勝利を示せり、而してこれ実に婦人選挙権の実行に原因せるなり」第七号

週刊平民には国内の男女労働者の実情もしばしば報じている。一九〇三年開通した東京私設電車では一日の労働時間十五時間、通勤時間を合せて二十時間に及ぶものも多く、日給三五銭。最初の四週間は見習として日給二〇銭。毎月の所得一〇円五〇銭の中から一円五〇銭を強制積立金とし、三年間に一日たりとも欠勤すればこの積立は没収する規定である。「これ初めより彼らが少額の賃金より一円五〇銭ずつを掠奪するに均しきなり。何らの残酷、何らの無法ぞ」一九〇四・一・一〇

「呉より一時局切迫したとかにて吾々職工一同はたった三時間の睡眠を与えられたるのみにて二週間おっ通しに働かざれば、そのためかわいそうに、六人の職工は工場

にて即死仕り候……長時間労働の恐るべきことをこんどというこんどこそ深く感じ申し候」一九〇四・一・二四

「……昨年十二月より当月にかけ呉海軍工廠の繁忙には実に忍入申候。造船工場などは、職工の九分通りは一週間ずつ宅へ帰ることを許さず、ために神経衰え、皮車に行当って即死をとげ候者一名、一週間めに家に帰りて湯に入りしまま死亡したる者一名、暈か二尺ばかりの溝におちて濁に入りしまま死亡したる者一名有之候……三十四時間勤めさせられしことは度々有候」一九〇四・二・二八

一人前の男でさえこういう労働条件に侵っていた時代のことで十才未満十代の女子の状態はいうに忍びないものが多い。

「東京砲兵工廠は十四才より四十五才までの女工、十時間を十六銭より五十銭までの日給にて八百名募集せり、これ軍備の多忙なるためなりと……吾人は恐る、戦争の終りたる日多くの女乞食が砲兵工廠の門前にはきだるるを見んことを」一九〇四・一・一七

(砲兵工廠は今の後樂園の敷地にあり、明治、大正期最大の軍需工場)

顔で敬虔なクリスチャンの彼女を、たつた一度だけ、怒らせてしまったことがありません。それは、二葉保育園の歴史を五十枚ばかりにまとめていったときですが、彼女は、二葉保育園を今日まで支えてきた保母たちの信仰や信念が、園の唯一の柱であると固く信じているのに、私の原稿にはそれがどのように評価して書けていないというのです。私は、いかに信仰あつき人々の集団であろうとも、けっして社会の流れから無縁ではあり得ないし、また、社会の状況が園の歩みを規定してきた事実を立て、いわば社会的な評価をこころみたのですが、それが、彼女の思い描いている二葉保育園の歴史像と、大きく喰いちがったのでした。

このように、徳永さんは明治四十年から大正・昭和にかけて、貧民窟という社会的矛盾のまつただやかに身を置いていたにもかかわらず、そのような矛盾を社会的なものと考えず、ひたすら、信仰や信念という観念的な自我の拡大によって己にうち克ち、その個人的な努力によって矛盾をとり除こうとされたのでした。

るかもしれませんが、徳永さんはおだやかで、おうようで、神様の匂いなど少しもないひとなのです。事実、二葉保育園の歴史についてこのような突っこんだ意見の対立があったあと、まもなく、彼女は、子どもの大病になやむ私に励ましのたよりとお金を送ってくれました。しかもこの手紙は大の筆ギライの彼女の一生に何通かとかぞえられるほど少い手紙のひとつだというのですから、彼女の温かな人柄が察せられると思います。

さて、徳永さんは明治二〇年に東京牛込で旧士族の娘として生まれましたが、士族のこととて、御他聞にもれず維新後のくらしは貧しかったようです。こんななかから府立第二高女にかよった徳永さんでした。ここで同級だったのが、大正・昭和の婦人運動家として有名な山川菊栄で、彼女の自叙伝『女二代の記』によれば、徳永さんは、山川菊栄に木下尚江の『火の柱』や『良人の自白』を貸してあげたということ。明治の革命家たちの思想の正統を受け継いだといわれる山川菊栄に、明治時代のもっとも尖鋭的な革命家である木下尚江の本を読ませたのが徳永さんであるとは、興味ぶかいことではありませんか。

徳永さんはこの女学校在学中から、四谷鮫が橋の貧民窟にできた二葉幼稚園に手つだいにいって行きました。進級がおくれるほど献身的に働いていた彼女は、教員養成のための専攻科を終えると、ただちに、正式の二葉幼稚園保母となりました。二葉幼稚園というのは、当時華族女学校幼稚園の保母をしていた野口幽香と森島峰というふたりのクリスチャン女性が、貧しい子どもたちが路上に放っておかれるのを見るにしのびず、明治三三年に麴町に間借りして始められたのが最初といわれています。

さて、こうして二葉幼稚園にとびこんできた徳永さんは、創立者の野口幽香から「二葉の大黒柱」と頼もしがられるほど、懸命にはたらきました。ことに、大正五年にいまの新宿区旭町に分園を建ててからといえるものは、母子寮、授産所、五銭食堂、給食センター、附設小学部等々と、縦横無尽の働らきは目ざましいものでした。

こんな徳永さんをみて野口幽香は、「あなたは新しい女なのね。思ったことをどんどんやりとげていく」と感歎したそうです。が、事実、徳永さんは大正時代を風びした

青鞨運動に決して無関心ではありませんでした。胸のすくような思いで、青鞨派の人の動きを見まもっていた彼女は、その代表者である平塚らいてうが、これも新しい結婚で有名になった奥村博史との愛の結晶、長女露生が生まれると、乏しい給料をさい

て、早速、お祝いの贈りものとどけたという事です。しかもこの贈りものは、いつも人目をさけて、名も告げず、ひそやかにつつけられ、それは露生が成人して女学校を出るところまで絶えなかったというので、すから、いかにも徳永さんらしい心のこもったプレゼントではありませんか。

その上、このエピソードには、後日談があります。黙々と二葉保育園を支える徳永さんの姿にうたれた露生は自分も保母となり、つい二年まえ、近江学園という精薄施設の記録を『みそっかす学園』という本にして出版しましたが、その本の扉には、徳永恕への尊敬にみちたデジケートの言葉が記されています。徳永さんが、新しい女の新しい結婚による新しい生命の誕生にせよ、た限りなき期待は、報われたといえるのではないでしようか。

だが、徳永さん自身も、野口幽香がいみじくもいったように、女も一個の独立をほかり、實際生活の上でも男に劣らないことを示すという新しい女の要諦を、日のささぬ貧民窟のなかで、こつこつと体現しつつ、けた、地味だがたくましい新しい女であったのです。

こんなふうな徳永さんでしたが、ときおり深い自己疑惑に駆られると、どうしようもなかったと告白しています。「また怒さるのおこもりがはじまった」といわれるように、彼女は、激しい昼夜の労働を終えた体で一室にとじこもり、夜の明けるのも忘れて自我の相剋に苦悶したといっています。

明治の末から大正にかけて、戦争恐慌、経済恐慌、震災恐慌などの嵐は、いかに献身的であるうとも徳永さんたちの努力を風前の灯とさせずにはおかなかつたのです。そのたびに徳永さんの悩みはふかく、しかもそれは必ず自分の内なるものへと向っていきましました。こうして徳永さんの観念的自我的層は、ますます厚くなってゆくのでしたが、しかし、このような傾向は、彼女ひとりのものでありませんでした。平塚らいてうも若き日、座禅をしたり、滝に打たれたり、はては『煤煙』にみるような抽象的な愛の模索に走るなど、観念的に自我の確立をはかったひとですし、徳永さんが雷鳥とならんで敬愛していた新宿中村屋の相馬黒光は、ひろい芸術的教養をそなえた当時まれにみる才媛でしたが、終生、哲学的・宗教的自己探究に没頭しました。このように、明治に人と成った女性たちが、物事を少しでも本質的に考えようとすればするほど、観念的に自我のカラのなかに入っていくかなければならなかつたのはどうしてでしようか。

だが、徳永さん自身も、野口幽香がいみ

じくもいったように、女も一個の独立をほ

なり立ちに由来するようです。明治もはじ

の細帯は危険なものとしてばらばらにはずされ、一個人は一個人の枠の中でしか、物を考えることはできませんでした。石川啄木は、こういう現実を「時代閉塞の現状」というエッセイに書きましたが発表できず、自我のカラのなかにおける観念的模索探求のときはつづいたのです。

けれども、石川啄木をはじめ、この重く新しい時代を突き破って、社会的な立場に身を置くことができたひともしくありません。結婚後の雷鳥がそうですし、伊藤野枝は、観念的的自我と社会的自我との振幅を、もっとも圧縮した形で示したひとといえるでしょう。また、山川菊栄は、これらのなかで、いちばんまっとうに社会主義的な思想を体得していききました。

にもかかわらず、この山川菊栄に革命家木下尚江の本を貸したあえた徳永忍さんが、なぜ、観念的的自我のカラをつき破ることができなかったのでしょうか。

私は、その一つの理由がキリスト教の信仰にあるように思われます。現実の矛盾に相対した魂は、己が非力さを責め烈しく悩むが、つい終その苦悶は神へと到達する、そして全能の神、絶対者の出現によって安

らぎ、自我のカラに埋没してしまふのです。しかし、かんとんに神へ逃避できるくらいなら、徳永さんはあんなに悩まなくてもすんだのではないのでしょうか。より大きなうひとつの理由、それは、私は、徳永さんが保母であったからだと思います。私はたくさんの年老いた保母に会いましたが、どのひとにも、実際の年令より、十も、否、二十も老けてみえました。精神的早老もはげしく、先日、勲章をもらった日本女子大榎楓会託児所の丸山千代さんは実にすぐれた仕事をしたひとですが、戦後、まだ五十代で、一日も早く保育活動に復帰したかったにもかかわらず、時代の交革に自分を合わせる事ができなくて退いていかねばならなかったということです。

このように明治時代の保母は、自分の心身をかえりみらいとまもなく、過酷な労働と、孤独で恵まれない生活に、文字どおり骨身をけずってしまったのです。そして、こんな非人間的な生活をつづけるためには、保母の仕事を聖職視し、信仰や信念でもなければ、とても、やっていけなかったのです。

徳永忍さんが、信仰や信念で自分を縛っ

て、観念的自我的殻を破ることができなかったのは、けっして彼女ひとりの責任ではありません。否、徳永忍さんによって代表される明治の保母たちこそ、恵まれない子どもたちの保育を、彼女たちの献身に任せてふり返るうともしなかった、日本の近代社会の権力者たちによる、最大犠牲者といえるのではないのでしょうか。

今日、丸山千代さんはきらびやかな勲章をもちつても老人ホームの大部屋で起き上ることもできず、こわれたラジオを唯一の慰めとしています。徳永忍さんは、二〇才の春から七七才の今日までの、生涯を賭けた二葉保育園を、その敷地百七十坪のうち百二十坪を東京都にとりあげられそうになって、この名誉都民は、老いてなお、心安まるときとてないのです。



家庭に関する制度と

憲法調査会の論議

加藤 富子

○憲法調査会の意義

昭和三十二年八月、第一回総会を開催して発足した憲法調査会は、約七年にわたる思の長い調査審議の結果、本年七月の第三百一十回総会において報告書を決定し、これを内閣と国会に提出して、その活動を終了した。

この七年の前半約四年間は、日本国憲法の制定の経過と、日本国憲法が日本の国情にそっているかどうかを明らかにするために憲法の運用についての実態調査に費された。その後、これらの事実調査をもとに、憲法の改正や憲法の運用の改善が必要かどうか審議されたのである。

以上の調査審議の間に総会は百三十一回、委員会・部会等が三十九回、これらの会議に出席して説明をしたり意見を述べた参考人は四十八名におよんだ。さらに全国各地

に総計五十六回の公聴会を開催して、国民各層の声をきき、海外に数次にわたって調査を行ないこれらを通じて調査会の調査審議に要した経費は二億七千万円余となっている。

憲法調査会が延々七年にわたって、その結論を出すことを遅らせたことは、改憲へ一段階として憲法調査会をつくることを主張していた一部の人々に不満を与えた。神川彦松委員などは、憲法調査会が改憲研上げの口実につかわれ、改憲のチャンスを失なわしめた。憲法調査会は失敗であるとしばしば会議の席において明言している。

このように調査会が永びいた原因の一つは英米法学者である会長の高柳賢三氏が、観念論議をさけ、まず、事実を明らかにすることによって、論議の共通の地盤をつくり、あくまでも事実の上になつた論議を行なうてゆこうという考えを強く持っていた

ためである。もっとも、このフアクト・プアクディングによって、例えば副会長であった矢部貞治委員のように当初熱心な改憲論者であったのが慎重な改憲不要論となえるようになったという例もなかにはあるが、多くの委員の論議には、明らかにされた事実を引用するよりも、イデオロギーの先行がみられ、十分所期の効果をあげたとはいわれない。

周知のように、憲法調査会委員（定員五十名であったが、実際、任命されたのは約四十名）の人員構成には、社会党関係者や一部の学者グループの協力をうることができなかつたこと、年令的にもきわめて高令者が多かつたこと、女性の委員は、終始坂西志保氏一名であつたことなどから、ひずみのあつたことはいなめない。しかし、報告書の本文においては、各委員から表明された意見を、多数意見と少数意見、改正論と改正反対論の別なく、その論拠とともに記述してあり、四年にわたる実態の調査と合わせて、憲法問題を考えるのにあつた役割立つ資料を提供した意義は大きいと思う。

○現行憲法は時代おくれであるか

さて、憲法調査会の審議の過程にあらわれた、家庭に関する制度についての意見であるが、その前に、改憲論者の意見が、現憲法の民主的傾向のゆきすぎを押え、日本の国情、伝統によりマッチさせるといふ理由づけにより、一歩明治憲法よりの反動的な憲法改正を狙っているという世上の論議に反して、改憲論者の多くは、現憲法は、あまりにも十八、九世紀的であり、二十世紀後半の憲法としては、すでに時代おくれであるから、時代にマッチするように前進的に改正すべきであるといっていることに注意を喚起しておきたい。その代表的論拠として、前記の神川彦松氏の意見をかりると次のとおりである。

「現代国家の至上命令は福祉国家、社会国家、奉仕国家の実現である。社会国家観は自由国家に対する修正として現われたものであるが、その修正を必要としたものは、自由国家観においては国民各自の自由がその価値基準であったのが、現代においては国民各自の生存がその価値基準とならなければならぬことによる。そこに、自由国家観にあっては無制限であるべきものとされた基本的人権の行使も、社会国家観から

すれば、乱用として制限されることとなる場合もありうる。要するに、ここに十八世紀以来の個人的自由本位の思想から、二十世紀における社会的連帯思想への進化がみられるのである。

現行憲法第三章（国民の権利及び義務）

は、十八世紀的な天賦人權論、自然法主義に立ち、自由と権利を強調しながら、他方、つけたしのような形で若干の社会国家的な規定を設けている。そこに、これら社会国家的な規定が全体の部分を融和せず、あたかも木に竹をついた形を呈している。したがって、第三章を二十世紀的な社会国家的原理に基づいて統一的に再構成する必要がある。

ここで福祉国家、社会国家という言葉が団体主義的な考えの上に立っている以上明治憲法的な、天皇を頭として、国民が有機的に一つの生物の如く共同体としての国家をつくるという考えと結びつきやすい危険をふくんでいることに注意をする必要がある。そして、その具体化としては基本的人権の制限が説かれている。同じ団体主義の上にたっても、団体の構成員間の関係が横の連帯により、国民の福祉向上という同一

の目標をめざすべきものであり、支配服従という縦の関係を主軸とするものであってはならないことは当然であるが、その点のすりかえが警戒される。

○改憲論者と第二十四条

というのは、これらの改憲論者は家庭生活の基本原則を定めた憲法第二十四条が個人の尊厳と両性の本質的平等を強調するあまり、親子の関係を軽視し、日本古来の伝統が失なわれ、主として年取った両親の扶養や同居や、均分相続による家産の零細化などによって、種々の社会問題を生じているといい、国は社会の構成単位としての家庭を保護する必要があるといっている。家庭の保護はもろん望ましいが、国家が指向する家庭が、従来のような家父長的な、女性を無能力者扱いするものであってはならないことはいまでもない。

具体的には「個人の尊厳、両性の平等のほかに、「和親結合」と「持続発展」の二原則を加え、親子代々つらなる家を尊重すべきであり、現在の夫婦単位の戸籍制度はけしからぬ（広瀬久忠委員）。「第二十四条は、旧来の日本の家族的制度を西洋

的な家族制度におきかえたものとみるべきであるが、ここでは愛と犠牲がはたらくゲ
メインシヤフト的な性格が抹殺されている
(神川彦松委員)」などの意見が表明され
ている。

さらに、前述の疑似福祉国家論と家庭の

明治後期の教育

内田 登喜子

概観

明治後期は、日本に近代的資本主義体制
がととのいはじめて来た時期として特徴づ
けられる。またこの時期は日清日露の両役
により、日本の大陸侵攻が始まった時期で
もある。

この時期の教育の特色は、国家主義的奉
国体制をつくりあげることとを目的とした教
育の国家統制であり、具体的には教育令お

制度との結びつきが、よく現われたものと

しては、「家庭が社会構成の単位であるこ
と、および日本国民は伝統的に皇室を宗家
と仰いでおり、それによって天皇が国民尊
崇の的として存在することを明示する必要
がある」という八木秀次委員の意見がある。

よび教育勅語がある。また、近代的工場労働者をつくり出すための実業教育の興隆も注目すべき点の一つである。

学校令
森有礼文相時代に制定された学校令(十九年以後)は、一面では教育の普及に非常に貢献したのであるが、他方では国家による教育統制の意味をもつ。事実、学校令中には強い国家主義がもり込まれており、教育が国家の役にたつ人間をつくるためのものであることが明記されている。この国家主義は、諸列強との対比から来るあせりに近い危機意識から生じたものであった。この国家主義が、次第に強大になつた軍国主義と結びついて、国民の政府に対する批判を封じ、教育は忠勇善良な臣民をつくるためのものである。

教育勅語

これらの意見をきいて想起されるのは、

古来革新ということは、若い層のものに主としてになわれてきたという事実であり、新しい酒は新しい革袋に入れよという、古い智慧を示した言葉であるといつては言い

過ぎであらうか。

二十年代にたかまって来た道徳教育基準設置の要望にんえて、井上毅(憲法起草者)元田永孚(待講)の協力により原案がととのえられた。芳川顕正文相も加わつたとい

われている。内容は殆ど封建的倫論観で貫かれていたが、「夫婦相和シ」「国憲ヲ重シ」
「国法ニ遵ヒ」等の部分には近代的社会道徳も盛られており、これらの当時としては新しい道徳をもり込んだのは井上、芳川の功績といわれている。発布当時、こうした点を不適當とする論争もかなり儒学者側から出されたようである。

ともあれ、教育勅語の発布と相前後して出された改正教育令(ともに二十三年)が道徳教育をあらゆる学科中首位において以来、昭和二十年の太平洋戦敗戦にいたるまでの間に教育勅語がはたして来た役割は周知の事実であらう。

教育の国家統制

教育勅諭以後、キリスト教弾圧（二十三年）、委員の政治活動禁止（二十六年）など一連の思想統制がめだっている。

三十七年には教科書が国定となり、日清戦争後の経済的に疲弊した一般からは経費節減の点からよく受入れられた。はじめの国定教科書は近代的市民倫理観などもとり入れられていたが、四十年帝国議会で国民道徳振興建議のなされた頃から次第に教科書の軍国的色彩が強くなり、思想統制もきびしくなった。

実業教育

明治前期は資本主義が未熟であり、徒弟制度が重視せられたこと、立身出世主義が支配的で商工業べっ視の気風が残っていたこと、などのため実業教育は振わなかった。日清戦争以後資本家側もようやく下級技術者の養成を求めようになった。二十六年実業補習学校規定が設けられ、翌二十七年実業教育費国庫補助法が出ると各地に実業学校設立の機運が起り、三十二年の実業学校令で制度的にも確立したのである。

女子教育

二十年代には多くの教育者により女子教

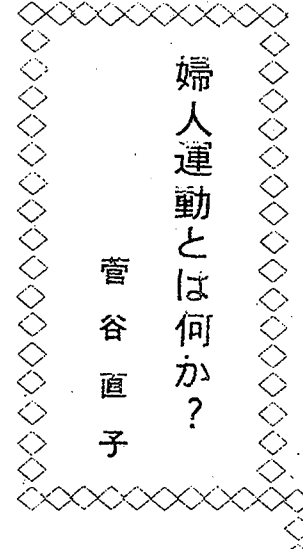
育の修正意見が述べられ、婦人を家庭にお

しもどすことが主張された。当時安価な労働供給源として女子労働者の数がかなり多くなっていたのであるが、女子の労働は家計の補助という気風が強く、賃銀の支払いも父兄になされたため、女子に独立自由の気風の生ずることがさまたげられていた。

日清戦争後、中流以上の家庭に経済的余裕が生じたこと、識者が欧米先進国の女子教育の普及に注目したこと、により女子教育が急速に進んだ。一説によると、日清戦争当時教育を受けた婦人の息子たちが

婦人運動とは何か？

菅谷直子



女性史・婦人運動分科会で「明治期の婦人運動」として、私は矯風会と愛国婦人会

をとりあげて報告した。すると出席者の一人から「婦人運動とは何か？」という質問が出されて私は虚を衝かれた思いであった。ここで「婦人運動」という言葉

考えてみると、「婦人運動」という言葉

非常に勇敢に戦ったためという。女子の小

学校就学率も三十年代に入って急速に増し、三十二年に高等女学校令（一府県一校以上設立）が出るに及んで女学校入学者も増した。また三十年代には日本女子大学、日本女医学校等が設立され、女子の高等教育も徐々にすすみはじめた。

日清戦争後は大國意識が国民の間に浸透し、忠君愛國的教育が非常にやり易くなったのである。三十年代、四十年代はこのようにして女子教育も次第に軍國の妻、軍國の母的性格をもつようになった。

についてはっきりした概念規定がないようだ。それぞれ一人合点で「婦人運動」とはこういうものと考えているのではなからうか。こういうあいまいさは少くもものごとを究め明らかにしようとする者には許されない。

で、試みに手許にある極く僅かな著者を調べてみると、ことは一層混乱するばかりである。たとえば、帯刀貞代著「日本の婦人」（岩波新書）は『婦人運動の発展をめぐって』というサブタイトル付きであるが、

ここでは「青鞜」の誕生からはじまり、そ

れ以前はカットされ、中ごろに戦時体制に入ってから婦人組織の中で愛国婦人会その他のが述べられているのみである。

井上清「日本女性史」の明治期をみると、第九章「女性解放のたたかい」には自由民権運動、女学雑誌、矯風会等の活動が紹介され、ことに福田英子には最も力を入れて執筆されているが、愛国婦人会は最後に添加されているものの婦人の活動とか、婦人運動としてはとりあげられていない。

三井礼子篇「現代日本婦人運動史年表」の序文によると「婦人運動という概念は必ずしもはっきりされていない、第二次世界大戦の前と後でも開きがある。この年表では女性の人間性を主張し、社会的解放を要求し、平和な社会や文化生活の建設をめざすような婦人層の思想的・実践的な動きを中軸にすえながら……」と、述べて、婦人運動とは婦人解放運動という観点に立っているものようである。

また、日本社会党機関紙局出版のパンフレット「婦人運動のABC」には「婦人運動は、婦人がしあわせになるように、もつと婦人の生活がよくなるように、と願っている人たちの運動です……」これまた、広

義の婦人解放運動とはっきり割り切っている。

ところが、平凡社の「世界歴史事典」の婦人運動の項をみると、世界の部（執筆者・藤田たき）は一〇〇%婦人解放運動史であるが、日本の部（執筆者・山川菊栄）には「戦時体制下の婦人運動」として愛国婦人会、国防婦人会、大日本連合婦人会その他体制側の婦人組織の活動が述べられている。こうなると、一体婦人運動とはなんだろうか、という疑問が新たに起ってくる。

戦前は婦人参政権運動が婦人運動の代名詞のように思われていた。つまりフェミニズム（女権主義）運動が婦人運動であるというのが一般通念があったようであるし、今日もなお、そうした考えが支配的であるようだ。

とすれば、消費者運動や、子供を守る運動、平和運動は婦人運動とはいえなくなるのではないか。最も社会党の定義によれば、これらの運動も当然、包摂されるが、少くも女人解放運動ではない。

愛国婦人会の運動が、婦人の権利の拡張や解放に全く逆行する日本軍国主義の推進に小さくない役割を果たして来た罪は許さ

れないし、またその組織が婦人の自覚に基づく自主的なものでもなく、創始者奥村五百子も広辞苑によると社会事業家となり、婦人運動家という評価は誰からもされないとしても、何百万という婦人が一定の目的のもとに組織され活動した事実を抹殺することはできないだろう。

いわゆる進歩的な人々の書いた婦人運動史をみると、婦人解放運動のみであつたという錯覚を起し易い。歴史の流れは決してスムーズに進むものではなく、人類は幾多の誤りを冒しながら、しかも根強く発展の方向をたどるものだと、いうことを知るために、私たちは過去の事実を事実として認識すべきではないだろうか。

そういう意味で、私は婦人運動とは、目的を同じくする婦人の組織による社会的な働きかけ、と解し、婦人解放運動のシンニームではないと思っている。愛国婦人会をとりあげたのも、この組織や存在理由を再評価しようという意図からではなく、その反対に自分の世界観や主観によってものごとの判断を誤ってはならないと考えているからである。

以上のように考えているものの、「婦人運動とは何か？」について私はまだ確信が持てない。大方のご教示を願っている。

